

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年10月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000038号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000066号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年4月1日、喪失年月日を平成14年4月1日に訂正し、平成13年4月から平成14年3月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。
平成13年4月1日から平成14年4月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。
その余の請求期間②については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年10月から平成13年4月1日まで
② 平成13年4月1日から平成15年9月まで

A社に勤務した請求期間①及びB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がない。両社に派遣社員として入社し、官庁に派遣されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち平成13年1月6日から同年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められるところ、請求期間①のうち平成12年10月から平成13年1月5日までの期間については、雇用保険の加入記録が確認できない。
また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は亡くなっている上、同社を合併したD社の担当者は、請求期間①当時の担当者も在籍しておらず、人事記録がすべて処分されているため、請求者の在籍を確認できない旨回答している。
さらに、請求者は、請求期間①にA社で勤務していた同僚6人が、平成13年4月1日に自

身と一緒にB社に移った旨陳述しており、そのうち二人の姓を記憶しているものの、同社に係るオンライン記録において、該当する被保険者は確認できない上、A社に係るオンライン記録において、請求期間①に厚生年金保険の加入記録がある20人に照会したものの、回答があった者のうち請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②のうち平成13年4月1日から平成14年4月1日までの期間について、C社から提出された請求者に係る人事記録処理票（以下「人事記録処理票」という。）により、請求者は、同社に平成13年4月1日に入社し、平成14年3月31日に退社した旨記載されていることから、請求者は当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された「9月分」と記載された給与明細書及びC社から提出された請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、平成13年4月1日から平成14年4月1日までの期間において、請求者は、同社から報酬が支払われていることが確認できる。一方、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、人事記録処理票、賃金台帳及び日本年金機構の回答から判断すると、請求者のB社における厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額額は24万円であると認められる。

以上のことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成13年4月1日、資格喪失年月日は平成14年4月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②のうち平成14年4月1日から平成15年9月までの期間について、B社に係る雇用保険の加入記録が確認できず、人事記録処理票において退職年月日が平成14年3月31日と記載されており、賃金台帳において当該期間の勤務に係る給与の支払いが確認できないことから、請求者の同社における当該期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、上述のとおり、請求者が、A社からB社に自身と一緒に移った者のうち姓を記憶している二人について、B社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、請求者が同社の同僚として氏名を挙げた8人のうち、7人は同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、一人は請求者を記憶していない旨回答していることから、請求者の同社における平成14年4月1日から平成15年9月までの期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の平成14年4月1日から平成15年9月までの期間における厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間②のうち平成14年4月1日から平成15年9月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000188号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000028号

第1 結論

平成元年*月から平成3年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成3年11月まで

私は、平成元年*月に20歳となり、当時、家庭を持ち、子供もいたことから、将来を考えてA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、子供を連れて市役所へ納付しに行っていた覚えがある。請求期間は、国民年金の未加入期間とされ納付記録もないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者に係る国民年金の被保険者資格は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成4年2月7日に新規取得し、平成4年8月11日に入力処理が行われていることから、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)*は、B県にて平成4年8月頃に払い出されていることが推認できるところ、戸籍附票によると、請求者の平成4年8月時点の居住地は、B県C町(当時)であることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号以外に別の国民年金番号が、請求者に対して払い出されていた形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成4年8月頃にC町において初めて行われたと推認され、当該加入手続時点では、請求期間のうち平成2年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録では、請求期間は、国民年金に未加入の期間とされている。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料は月額1万円以上であった旨陳述しているところ、徴収される国民年金保険料の月額が1万円以上となるのは平成5年度以降であることから、請求者が記憶する国民年金保険料の金額と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計

簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000195号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000029号

第1 結論

平成16年*月から平成17年3月までの請求期間、平成17年7月から平成18年6月までの請求期間及び平成18年7月から平成19年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年*月から平成17年3月まで
② 平成17年7月から平成18年6月まで
③ 平成18年7月から平成19年6月まで

私は、A市Bの市民事務所において、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を1回あたりの納付額上限を2万円位にして、納付回数は10回以内で全て納付した。

請求期間①及び③については、保険料納付済期間に、請求期間②については、半額免除の半額納付済期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者はBの市民事務所窓口で請求期間の国民年金保険料を全て納付した旨主張しているものの、国民年金保険料の収納事務については、現年度分保険料を市町村が、過年度分保険料を社会保険事務所(当時)が行っていたところ、平成14年4月から国に一元化されており、A市によると、B事務所は昭和45年4月1日に開設しているが、請求期間当時は同事務所において保険料の収納事務は行っておらず、同事務所内には金融機関窓口は設置されていなかった旨回答していることから、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付書の入手方法、入手時期、納付時期、納付額及び納付回数に関する記憶は不明確である。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000159号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000067号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が漏れている可能性がある旨の手紙が届いた。請求期間当時、決算賞与が支払われていたはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、A社は、平成20年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主も亡くなっており、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与は給与と同じ金融機関の請求者名義の預金口座に振り込まれていた旨陳述しているところ、当該金融機関から提出された平成16年3月1日から同年4月30日までの期間に係る請求者の普通預金元帳において、同年3月5日、同年4月5日及び同年4月30日にA社から給与の振込は確認できるものの、賞与に係る振込は確認できず、請求期間に係る賞与の支給を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を保有していない上、請求者の住所地を管轄するB市役所は、請求者の請求期間に係る課税資料について、保存期限経過のため確認できない旨陳述している。

加えて、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者及び同社の社会保険事務手続を行っていた社会保険労務士は、当時の資料はない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、平成22年9月11日にC社に商号変更していることが確認できることから、同社の事業主に請求者の請求期間に係る賞与の支給状況等について照会を行ったものの、回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。